

第2次飯田市環境モデル都市行動計画改訂版素案の報告について

環境モデル都市行動計画とは

- ① 国が「環境モデル都市(注)」の選定の条件として地方自治体に策定を義務付けた計画(以下「行動計画」)
(注)「環境モデル都市」とは、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として内閣府が選定し、関係省庁が連携して目標の実現を支援するために平成20年度から設けられた制度
- ② 国は、各地方自治体に2030年と2050年時点の温室効果ガス削減目標を掲げさせた上で、当該目標を達成するためのアクションプランとして、5年ごとの計画期間で行動計画を策定することを義務付けた。
- ③ 飯田市は国からの義務付けに基づき、第1次行動計画(平成21年度から平成25年度まで)及び第2次行動計画(平成26年度から平成30年度まで)を策定してきた。本年度は、現行の第2次行動計画の期間が満了する年度であり、新たに次期行動計画を策定しなければならない。

飯田市における行動計画の位置づけ

飯田市の第2次行動計画は、以下の計画として位置づけ、平成26年4月に策定した。

- ① 21' いいだ環境プランの第3次計画における「社会の低炭素化の推進」、同プランの第4次計画における「気候変動の緩和と適応」など、いわゆる温暖化対策の政策を具体的に推進していくための計画
- ② 飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例(以下「地域環境権条例」)第5条が、市長による策定を責務として規定する「飯田市民が地域環境権を行使するために必要な基本計画」
- ③ 国の地球温暖化防止対策の推進に関する法律第21条が規定する「地方公共団体実行計画(区域施策編)」

国が示した次期行動計画の策定方針

7月23日の内閣府の説明会で、次期行動計画においては次の①から④までの基本事項を踏まえて策定することが求められた。

- ① 「地球温暖化問題への統合アプローチ」及び「低炭素社会における都市・地域の活力の創出」の取組が含まれていること。
- ② 環境モデル都市のアクションプランであることが整理及び明文化されていること。
- ③ 内閣府が定める様式が参考資料として添付してあること。
- ④ 各地方自治体のホームページで公開されていること。

◎ 次期行動計画の期間は、今後の環境モデル都市制度から「SDGs(注)」への移行を勧案する中で、各地方自治体の実態に応じて柔軟に設定することを可能とする。

(注) 「SDGs」とは、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の意味。2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟国が持続可能な社会の実現を目指して2016年から2030年までに達成すべき17の国際目標

◆ 8月8日に内閣府地方創生推進事務局と個別に協議

「国が求めている上記基本事項を取り込んでいれば、期間についてはどのような形態でも問題はない」との回答を得る。

◆ 国は、各地方自治体に対して今後も環境モデル都市としての取組を継続することを求めるものの、次期行動計画の策定については各地方自治体の判断に委ねることとした。

→ 行動計画に代わる他の計画で、引き続き環境モデル都市としての取組を進めることも認めている(豊田市はSDGs未来都市計画に包含)。

次期行動計画の策定に向けた考え方

- ◎ 飯田市としては、引き続きこれまでと同様の位置づけで行動計画を策定する。
ただし、行動計画の期間は、①から③までの理由により平成31年度から平成32年度までの2か年とし、第2次行動計画の改訂版と位置づける。
- ① 国が、環境モデル都市の事情に合わせて行動計画の計画期間を柔軟に設定することを可能にしたため。
- ② 行動計画の上位計画である、現行の飯田市環境基本計画(21'いいだ環境プラン第4次改訂版)の計画期間及び「いいだ未来デザイン2028」の前期計画期間が、いずれも平成32年度までであることから、当該上位計画と整合させた進行管理を行うため。
- ③ 国が地方創生の取組として、地方自治体のSDGs推進を積極的に支援しており、今後飯田市として、国の取組の動向に柔軟に対応していくため。

■ 以下の国内外の動向を踏まえて、庁内関係部署との連携を行いながら、環境、経済及び社会にまたがる複数分野の課題解決(マルチベネフィット)、再生可能エネルギーのさらなる普及促進その他の新たな取組、指標等を加えて現行の第2次行動計画を改訂する。

- ① 平成27年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で行動計画として掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)
- ② 平成27年12月にCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)で採択されたパリ協定
- ③ 平成30年4月に環境省が策定し、閣議決定された第5次環境基本計画
- ④ 平成30年7月に資源エネルギー庁が策定し、閣議決定された第5次エネルギー基本計画

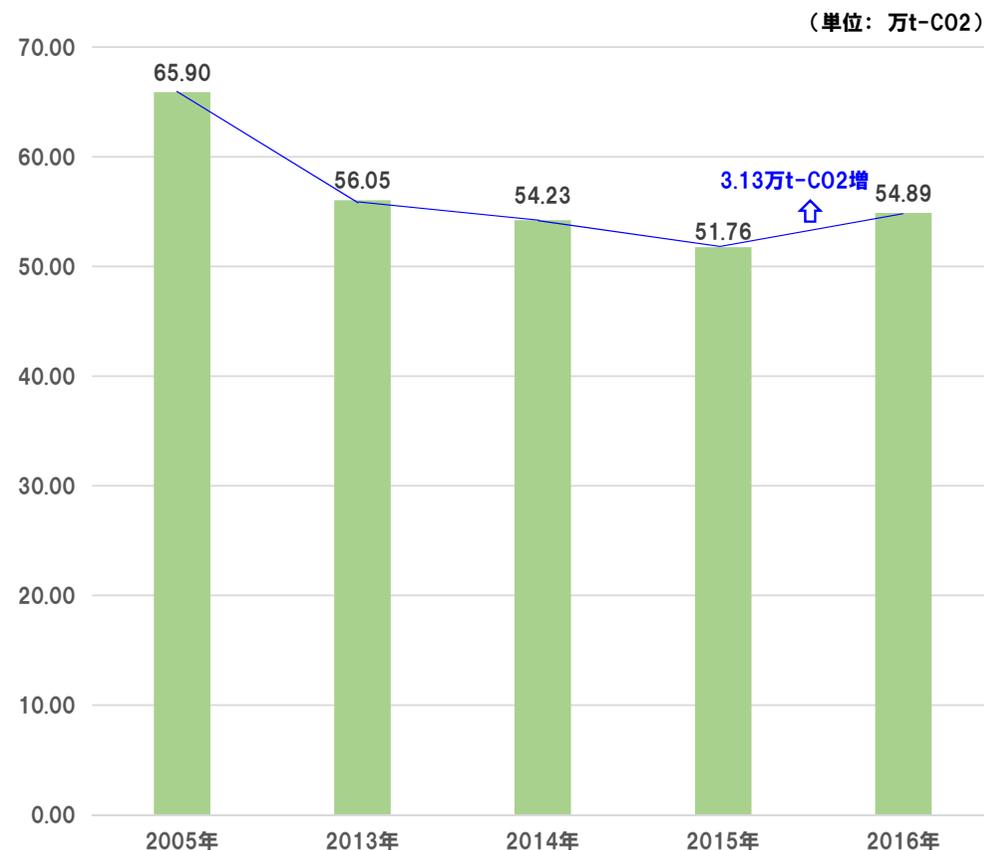
SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です



温室効果ガスの排出総量の推移

| | 2005年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 |
|------------------------|-------|---------|--------|--------|--------|
| | (基準年) | | | | |
| CO2排出量 (万t-CO2) | 65.90 | 56.05 | 54.23 | 51.76 | 54.89 |
| 基準年比CO2排出量 (万t-CO2) | — | △9.85 | △11.67 | △14.14 | △11.01 |
| 基準年比率 | — | △14.95% | △17.7% | △21.5% | △16.7% |
| 前年度比CO2排出量 (万t-CO2) | — | — | △1.82 | △2.47 | 3.13 |
| 前年度比率 | — | — | △3.25% | △4.55% | 6.04% |



(注)森林吸収量を含めて算定

- ・ 温室効果ガスの排出量算定に必要な最新の統計データが2016年であるため、最新の排出総量は同年までとなっている。
- ・ 基準年である2005年と比べて2016年度には▲11.01万t-CO2の削減を達成している。
- ・ しかし、前年度と比べると6.04%の増加となった。この増加の主要因としては産業部門、民生業務部門及び民生家庭部門における経済動向により、電力消費が増加したと推測する。

行動計画改訂版のポイント

| 番号 | 重点課題 | 第2次行動計画の振り返り | 第2次行動計画改訂版における方針 |
|----|---|---|---|
| 1 | <p>自然エネルギー利用の推進</p> <p>地域公共再生可能エネルギービジネスの創出</p> <p>【つくる】【つかう】【参画する】</p> | <p>① 地域環境権条例の施行により、11件の地域公共再エネ活用事業を創出することができ、うち9件が稼働している。</p> <p>② 上村小沢川の事業は、地域環境権条例で地域公共再エネ事業に決定し、飯田市再エネ基金の支援により詳細設計に着手することができた。</p> | <p>① 太陽光に加えて、<u>小水力及び木質バイオマスエネルギー</u>を中心に地域環境権条例事業の組成支援を行う。</p> <p>② 蓄電システムを活用した太陽光発電の利活用の推進を行う。</p> <p>③ より多くの地域住民主体の再エネ事業が創出されるよう、地域環境権条例の改正及び関連する要綱の見直しに着手する。</p> |
| 2 | <p>省エネ建築物ガイドラインの構築</p> <p>地域エネルギー計画の検討</p> <p>【へらす】【参画する】</p> | <p>① 金融制度、国庫補助事業等を活用した建築物の省エネ化への誘導策の検討と制度構築を行うべく研究を行っている。</p> <p>② 地元の若手建築士を中心に飯田版ZEB/ZEH勉強会を開催している。</p> | <p>① 自治体支援プログラムとの連携を図り、地元若手建築士を中心に飯田版ZEB/ZEH仕様の素案構築に向け検討を進める。</p> <p>② 飯田版ZEB/ZEH仕様、評価及び流通の仕組みづくりの構築に合わせて、制度構築を行う。</p> <p>③ 市内のエネルギー利用実態の把握及び地域エネルギー計画の検討を進める。</p> |
| 3 | <p>低炭素な移動手段の推進</p> <p>公民連携による次世代自動車の普及促進</p> <p>【へらす】</p> | <p>① 日常的な自動車利用への過度の依存からの転換を図るべく自転車市民共同利用システムと公共交通の推進を行った。</p> <p>② リニア時代を見据えた新たな交通のあり方とも連携した、低炭素交通体系の検討を行っている。</p> | <p>① 日常的に過度に依存した自動車利用から<u>低炭素な移動手段への転換</u>を促す。</p> <p>② EV公用車、市街地を走行する電気小型バスの運行により、<u>市民の次世代自動車への乗換えを促すとともに、公共施設での充電ステーションの整備等、公民連携で、次世代自動車を普及させていくインフラ整備のあり方について検討する。</u></p> <p>③ ラウンドアバウト等の実績もふまえ、MaaSなどの次世代の交通を生み出す動きも見据えながら、<u>リニア時代を見据えた新たな交通のあり方とも連動した低炭素な交通体系</u>を検討する。</p> |
| 4 | <p>リニア駅周辺における低炭素街区の構築</p> <p>地域新電力を核としたエネルギーの域産域消による持続可能な地域づくり</p> <p>【つなぐ】</p> | <p>「平成29年度リニア駅周辺整備エネルギー自立可能性調査」に基づき、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを含めたエネルギーのベストミックス需給、蓄電池、燃料電池、コージェネレーション等の活用を地域に導入していくための研究を行っている。</p> | <p>① <u>リニア駅周辺における低炭素街区の構築</u>を目指して、「平成29年度リニア駅周辺整備エネルギー自立可能性調査」の結果をふまえて、再生可能エネルギーの活用実現に向けた取組を推進していく。</p> <p>② <u>地域新電力</u>を核とした、エネルギー支出の抑制、地域エネルギーの域内消費向上から、地域経済の活性化と住民参画によるエネルギーからの持続可能な地域づくりを実現する仕組みを構築する。</p> |

行動計画改訂版の策定スケジュール

